

平成 29 年 第 5 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 5 月 25 日 (木) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二			
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

4 番 大城 誠常 5 番 山城 学 6 番 島當 道広

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

4 番 大城 誠常 7 番 新垣 芳隆

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 26 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 27 号 農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 6 議案第 28 号 非農地証明願いについて

平成 29 年 第 5 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成 29 年第 5 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、4 番大城誠常委員、5 番山城学委員、6 番島當道広委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 5 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 4 番大城誠常委員、7 番新垣芳隆委員です。次回調査委員が 16 番金城勲委員、17 番大城えり子委員、18 番大本秀子委員となっています。よろしくお願ひします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第 1 議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (7 件)</p> <p>日程第 2 議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (5 件)</p> <p>日程第 3 議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (3 件)</p> <p>日程第 4 議案第 26 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (6 件)</p> <p>日程第 5 議案第 27 号 農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について (5 件)</p> <p>日程第 6 議案第 28 号 非農地証明願ひについて (2 件)</p> <p>【議題の審議】</p>
会長	<p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 23 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 7 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番は大里の 1 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は小波蔵の 1 筆で、売買による所有権移転であります。3 番は米須の 3 筆で、贈与による所有権移転であります。4 番は喜屋武の 2 筆で、贈与による所有権移転であります。5 番は糸洲の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。次</p>

	<p>に3ページをお開き下さい。6番は賀数の1筆で、10年間の賃借権の設定であります。7番は伊原の1筆で、売買による所有権移転であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>特になし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第23号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次に議案第24号農地法第4条第1項の規定による許可申請について5件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは5ページをお開き下さい。1番は武富の1筆で、農地区分は第3種農地であります。駐車場への転用であります。2番は福地の1筆で、農地区分は第1種農地であります。一般住宅への転用であります。3番は小波蔵の1筆で、農地区分は農振農用地であります。農産物集荷選別所への転用であります。4番は阿波根の1筆で、農地区分は第1種農地であります。太陽光発電施設への転用であります。5番は座波の1筆で、農地区分は第2種農地であります。共同住宅への転用であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
<p>調査員</p>	<p>それでは4条の報告を致します。6ページをお開き下さい。 1番は宅地及び雑種地に囲まれた第3種農地であります。そのため駐車場への転用は問題ないものと判断しました。次に8ページ第1種農地で原則不許可であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅へ</p>

	<p>の転用は問題ないものと判断しました。次に 10 ページをお開き下さい。小波蔵の 1 筆で、農地区分は農振農用地であります。しかし、農産物集荷選別所への転用は問題ないものと判断しました。次に 12 ページをお開き下さい。阿波根の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。例外規定にも該当しないため、太陽光発電施設への転用は、不許可相当であると思われます。次に 14 ページをお開き下さい。座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。共同住宅への転用で問題ないと判断しました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>特になし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第 24 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次に議案第 25 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは 17 ページをお開き下さい。1 番は真栄里の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。資材置場への転用であります。2 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用であります。3 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
<p>調査員</p>	<p>それでは 5 条の報告を致します。18 ページをお開き下さい。</p>

	<p>宅地及び原野、段差等に囲まれた第2種農地であります。そのため資材置場への転用は問題ないものと判断しました。次に20ページをお開き下さい。申請地は、宅地等に囲まれた第3種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に22ページをお開き下さい。宅地に囲まれた第3種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>特になし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第25号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、次に議案第26号農地移動適正化あつせん事業のあつせん委員の指名について6件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、24ページをお開き下さい。農地移動適正化あつせん事業のあつせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第26号について議案通り同意してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>

会長	<p>ありがとうございました。次に議案 27 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 5 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、34 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>29-9 は伊原の 1 筆で、5 年の使用貸借権の設定であります。ピーマンの新規就農であります。29-10 と 29-11 は関連します。与座の 1 筆で、農地利用集積円滑化事業でのさとうきびの規模拡大であります。3 年 11 ヶ月の賃借権の設定であります。29-12 は米須の 1 筆で、10 年 10 ヶ月の使用貸借権の設定であります。きゅうりの新規就農であります。29-13 は与座の 1 筆で、賃借権の設定であります。5 年間の使用貸借権の設定であります。さとうきびの規模拡大であります。以上です。</p>
会長	<p>では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願います。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは議案 27 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に議案 28 号非農地証明願いについて 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、35 ページをお開き下さい。</p> <p>1 番は名城の 1 筆で 20 年以上前から耕作をしておらず、原野化している状態です。2 番も名城の 1 筆で、1 番に隣接しており同様の状態です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、調査員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは、1 番 36 ページをお開き下さい。申請地は、長年耕作をしておらず原野化した状態です。2 番 38 ページをお開き下さい。1 番に隣接しており同様の状態です。そのため、非農地と判断してよいと思われま</p>
会長	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案 28 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人</p> <p style="text-align: right;">4 番 大城 誠常</p> <p style="text-align: right;">7 番 新垣 芳隆</p>

--	--

--	--

